

和光市公式Instagram運用要領

令和5年10月10日決裁

(目的)

第1条 この要領は、和光市（以下「市」という。）がInstagram（以下「Instagram」という。）を市民等へ情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Instagram ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）と呼ばれるインターネット上のコミュニティサイトで、スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や動画を共有する手段をいう。
- (2) 公式Instagram 市が設置・運用するInstagramをいう。
- (3) アカウント Instagramを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) 利用者 公式Instagramの利用者をいう。
- (5) コメント Instagramに意見等を投稿することをいう。
- (6) いいね！ Instagramの投稿に対してダブルタップで肯定的な意思を示すことをいう。

(運用主体)

第3条 公式Instagramの運用主体は市とする。

2 アカウント名は city_wako_official とする。

3 公式Instagramに投稿する素材（写真、動画等）及びその説明文（以下「素材等」という。）は、素材等を投稿しようとする課所等が作成するものとし、素材等の投稿及び更新に必要な処理は、秘書広報課が行うものとする。

(掲載内容)

第4条 公式Instagramでは、次に掲げる素材（写真、動画等）を掲載する

- (1) 市の魅力を収めた写真（イベント・風景など）
- (2) 市内の出来事及び様子を収めた写真
- (3) 市内及び市関連団体の取組又は催しを収めた写真
- (4) 市が撮影する写真及び動画

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(いいね！及びコメントの制限)

第5条 市は、公式Instagramによる発信のみを行い、原則として他のユーザーの投稿に対する

コメントは行わない。

2 市は、公式Instagramの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。

(コメント等の削除)

第6条 市は、公式Instagramの投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

(1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの

(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

(3) 市又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

(4) 政治及び宗教活動を目的とするもの

(5) 市又は第三者の著作権、商標権、肖像権等、知的所有権を侵害又は侵害するおそれのあるもの

(6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

(7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

(8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）

(10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等、プライバシーを害するもの

(11) 有害なプログラム

(12) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(13) その他市が不適切であると判断したもの

(著作権)

第7条 公式Instagramに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、市又は現著作者に帰属する。

(投稿依頼書)

第8条 素材等の投稿を希望する課所等の長は、和光市公式Instagram掲載依頼書（様式第1号）により、秘書広報課長に依頼するものとする。

2 秘書広報課長は、前項の規定による依頼書が提出されたときは、その内容を確認し、

必要に応じ調整等を行った上で公式アカウントに素材等を投稿するものとする。

(留意事項)

第9条 公式アカウントに素材等を投稿するときは、和光市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（平成26年9月29日施行）に定める留意事項に留意しなければならない。

(免責事項)

第10条 市は、次の各号に規定する事項について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 第三者が発信する公式アカウントに関する情報及び公式アカウントを利用する者が公式アカウントを通じて発信する情報の正確性、完全性、合法性その他の保証。
- (2) 公式アカウントに投稿された動画等に起因して公式アカウントを利用する者又は第三者に生じた損害等で、市の故意又は重大な過失によらないもの。

2 市は、予告なくこの要領の変更及び見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第11条 この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月10日から施行する。